

情報公開・個人情報保護審議会 諮問事項

件名	障害福祉サービスを適正に提供するための介護保険の給付情報の目的外利用について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第11条第2項第5号（目的外利用）

（担当部課：福祉部 障害者福祉課 相談支援係）

事業の概要

事業名	障害福祉サービス
担当課	障害者福祉課
目的	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの支給決定
対象者	障害者
事業内容	<p>介護保険サービスを利用している障害者に対しては、必要に応じて介護保険サービスと同種の障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス(居宅介護)を上乗せして、支給決定することが出来る。</p> <p>障害福祉サービスの支給決定の手続きに関しては、障害者本人等の利用申請があった際に、障害程度区分の認定調査を行い、生活環境や家族状況、他の福祉サービスや保健医療サービスの利用状況を勘案して支給決定を行っている。そのため、障害福祉サービスの上乗せを希望する障害者については、介護保険サービスの給付状況の確認が必要である。</p> <p>現在は、上乗せサービスを希望する障害者に対しては本人等への聴き取りにより、介護保険サービスの利用状況の確認を行っているが、障害者本人等の認識と実際の利用状況が必ずしも一致しない場合もあり、結果として本人同意の上で、介護保険課への給付情報の確認を行い、障害福祉サービスの上乗せ支給決定を行っている状況があり、時間がかかっている。</p> <p>この状況を改善し、必要とされる障害福祉サービスの相談や支給決定を迅速かつ適正に行えるようにするためには、介護保険の給付情報を画面上で確認する必要がある。</p>

件名 障害福祉サービスを適正に提供するための介護保険の給付情報の目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	介護保険課	利用課	障害者福祉課
登録業務の名称	介護保険ホストシステム	登録業務の名称	障害福祉サービス
登録業務の目的	介護保険サービス給付管理	登録業務の目的	障害者自立支援法に基づくサービスの支給決定
登録業務に係る個人情報 の記録媒体	電磁的媒体	登録業務に係る個人情報 の記録媒体	電磁的媒体
目的外利用を行う理由	介護保険サービスを利用している障害者に対して障害福祉サービスを適正に提供するため		
目的外利用を行う情報 項目	介護保険受給者の被保険者番号、個人番号(住民番号) 住所、氏名(カナ、漢字)、生年月日、年齢、性別、要介護認定の有無、被保険者の種類(1号又は2号)、要介護度 認定履歴(受給申請開始日、受給資格開始日、給付実績の有無、申請日、認定日、開始日、終了日、要介護区分、状態) 月別居宅サービス費照会(対象給付年月日、認定期間、要介護度、利用実績、区分限度額) 居宅サービス費照会(給付月日、利用している事業者名、サービス種類、保険給付額、自己負担額) 当月分給付実績(利用している事業者名、サービス種類、点数、回数、サービス点数、保険給付額、利用者負担額)		
目的外利用を行う際に 使用する記録媒体	電磁的媒体		
目的外利用の時期・期間	平成22年 5月 日 以降継続		
緊急時の目的外利用に おける本人通知の状況	*****		